

## 令和元年度 京都市支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修の受託候補者募集要項

### 1 募集の趣旨

平成29年4月から実施した介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）にあわせて、高齢者の地域生活を支える多様なサービスを創出するため、元気な高齢者をはじめとする地域住民が、高齢者に対する生活支援サービスをはじめ、地域社会の幅広い支え合いの担い手として活躍できるための仕組みづくりに取り組む必要があります。

本市では、平成28年度から、高齢者の生活支援や介護予防等に関する講座を開催し、支え合い活動の担い手を養成することを目的に高齢者支え合い担い手養成研修を実施してきました。

本件は、高齢者支え合い担い手養成研修のうち、本市における総合事業のサービスの一つである「支え合い型ヘルプサービス」の従事者を養成するための研修の受託候補者を、プロポーザル（企画提案）方式により募集するものです。

### 2 委託業務の概要

#### (1) 名称

令和元年度京都市高齢者支え合い担い手づくり事業のうち、京都市支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修の実施業務

#### (2) 内容

「京都市支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修」を令和元年度中に計4回、各回50名が受講できる体制で定期的実施する。

#### (3) 委託期間

令和元年7月16日（予定）から令和2年3月31日まで

#### (4) 委託金額

3,700千円を上限とする。

#### (5) その他

その他、委託業務に係る詳細は、**別紙1**「令和元年度京都市支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修の実施に係る業務委託 仕様書」のとおりとします。

### 3 選定方法等

#### (1) 選定方法

応募締切後、提出された書類の内容について、京都市が設置する選定委員会において、**別紙2**「令和元年度京都市支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修の受託候補者募集に係る選定基準」に基づき審査を行い、評価点が満点の7割を超えたもののうち、最も高い評価を得た者を受託候補者として選定します。

なお、最も高い評価を得た者が同点で複数いた場合は、選定委員会の多数決により選定します。

また、1者のみの応募であっても、評価点が満点の7割を超えた場合は、受託候補者として選定します。

#### (2) 選定結果の通知

選定結果については、全ての応募者に文書で通知するとともに、介護ケア推進課ホームページにおいて公表します。

#### (3) スケジュール（予定）

選定にかかるスケジュールは次のとおりです。

募集開始	令和元年 6月21日(金)
質疑に係る締切	令和元年 6月26日(水) 午後5時
質疑に対する回答	令和元年 6月28日(金) 中
応募に係る締切	令和元年 7月2日(火) 午後5時
審査結果の通知	令和元年 7月上旬 <予定>
業務委託契約の締結	令和元年 7月上旬 <予定>
業務開始	令和元年 7月16日(火) <予定>

## 4 応募方法等

### (1) 応募資格

次の全ての要件を満たすことが必要です。

- ア 法人格を有すること
- イ 京都市内において主たる事務所を有すること
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと
- エ 京都市入札参加有資格者名簿に登録している者にあつては、参加申請時において京都市競争入札等取扱要綱及び京都市競争入札参加停止取扱要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- オ 京都市入札参加有資格者名簿に登録されていない者にあつては、平成31年4月1日現在において、引き続き2年以上営業等を行っており、納税義務者にあつては、国税等（法人税、消費税及び地方消費税）及び京都市税（法人市民税及び固定資産税）の未納がないこと、並びに京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと
- カ 民事再生法等による手続きを行っている法人でないこと
- キ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと
- ク 本事業の主旨を十分に理解し、委託業務を実施できる規模のスタッフを有し、委託業務を的確に遂行できること
- ケ 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じる体制を確保できること

### (2) 応募方法

#### ア 質疑及び回答

この募集に関する質疑及び回答は次のとおり行います。

##### (ア) 質疑者の資格

本要項4(1)応募資格を満たす者とします。

##### (イ) 質疑の方法

質疑の要旨を簡潔にまとめ（様式自由）、FAX又は電子メールで、令和元年6月26日(水)午後5時までに、介護ケア推進課（本要項6参照）へ提出してください。

##### (ウ) 回答

令和元年6月28日(金)中に、介護ケア推進課のホームページに掲載します。

※ 応募書類は、本要項及び別紙1（仕様書）に加え、この回答を踏まえて作成ください。（この回答にて、本要項や仕様書の内容を補足・修正等する場合があります。）

#### イ 応募

応募を希望する者は、下記により必要書類を提出してください。

##### (ア) 応募の方法

下記（イ）に示す必要書類を、持参又は郵送により、令和元年7月2日（火）午後5時まで（必着）に、介護ケア推進課（本要項6参照）へ提出してください。

**（イ） 必要書類** いずれも原本1部のほか、写しを6部提出ください。

- a 応募申請書（様式1）
- b 誓約書（様式2）
- c 法人概要（様式3）
- d 業務実施計画（様式4）
- e 見積書（様式不問、ただし代表者印の押印のあるもの）

**（ウ） 必要書類作成に係る留意点**

**別紙2**「令和元年度京都市支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修の受託候補者募集に係る選定基準」を参照し、要点をまとめた資料を作成してください。

また、必要書類に係る資料（パンフレット等）があれば添付してください。

**（3） 応募に係る留意点**

**ア 使用する言語及び通貨**

この募集手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

**イ 応募の無効に関する事項（不適合事項）**

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。その場合は別途通知します。

- （ア） 必要書類が提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの
- （イ） 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの
- （ウ） 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- （エ） 虚偽の内容が記載されているもの

**ウ 制約事項**

- （ア） 応募に関して必要な費用は、すべて応募される法人の負担とします。  
また、応募に係る書類の事故等による未着について、本市は責任を負いません。
- （イ） 提出書類は、委託法人の選定に係る審査以外には、提案者に無断で使用しません。ただし、提出書類や選考結果（不採用となった法人の名称、審査結果を含む）は、第三者から公文書開示請求があった場合、公開することがあります。
- （ウ） 提出書類は、委託法人の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。
- （エ） 提出書類は、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けません。
- （オ） 提出された書類はすべて返却しません。また、提出された書類は、提出期限前の差替えを除き、内容の変更は一切認めません。

**エ 追加審査の実施**

委託法人の選定に当たり、必要に応じて、提出書類に関する問合せ、追加書類の提出依頼やヒアリング審査を実施する場合があります。

**5 契約方法等**

- （1） 受託候補者を選定後、詳細な業務の内容及び契約条件について協議、合意した後に、予算の範囲内で随意契約により契約締結するものとします。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなします。
- （2） 前項の交渉が不成立の場合は、本市は順次、次点の提案者と交渉を行い、予算の範囲内で随意契約により契約締結するものとします。

## 6 各種書類提出先及び問合せ先

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課（担当：四方，木田）

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階

電話：(075) 213-5871 ファックス：(075) 213-5801

メール：[kaigohoken@city.kyoto.lg.jp](mailto:kaigohoken@city.kyoto.lg.jp)